

兵庫県公報

令和2年4月3日 金曜日 第96号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（同）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 林業種苗生産事業者の登録（林務課）	3
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	4
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	4
○ 奨学資金貸付金償還金の収納事務の委託（教育委員会財務課）	5
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	5

告 示

兵庫県告示第426号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和2年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

倭文長田土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	北 山 和 生	南あわじ市倭文長田132番地
同	山 野 均	同 市倭文長田363番地
同	上 田 和 代	同 市倭文長田1991番地2
同	上 田 勝 重	同 市倭文長田1961番地1
同	上 田 守	同 市倭文長田319番地1
同	柏 木 正 芳	同 市倭文長田1978番地
同	加 藤 富 司	同 市倭文長田1517番地1
同	加 藤 恭 秀	同 市倭文長田1504番地
同	庄 野 悦 男	同 市倭文長田111番地2
同	庄 野 能 章	同 市倭文長田2074番地
同	堤 栄 伸	同 市倭文長田143番地
同	永 田 康 幸	同 市倭文長田318番地
同	橋 本 隆	同 市倭文長田1230番地
同	長 谷 貞 夫	同 市倭文長田1542番地10
同	山 野 彰 一	同 市倭文長田1698番地1
監 事	山 田 泰 生	同 市倭文長田1559番地
同	上 田 幹 郎	同 市倭文長田1725番地

兵庫県告示第427号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和2年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

東播用水土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	藤田博富	三木市口吉川町南畑40番地



兵庫県告示第428号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

今田町土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	杉尾吉弘	丹波篠山市今田町辰巳14番地5
同	畠中純一	同 市今田町本荘751番地
同	藤中高光	同 市今田町黒石345番地
同	巖正照	同 市今田町釜屋62番地1
同	前中光男	同 市今田町四斗谷500番地1
同	松本和良	同 市今田町上立杭388番地
同	長谷川正	同 市今田町今田110番地
同	小畑道義	同 市今田町市原55番地
監事	大上磯松	同 市今田町下立杭172番地
同	藤本清和	同 市今田町黒石229番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	小林正幸	丹波篠山市今田町黒石44番地
同	小澤裕也	同 市今田町佐曾良新田91番地1
同	神山一博	同 市今田町本荘333番地
同	坂本俊治	同 市今田町今田新田142番地2
同	前川博康	同 市今田町下小野原79番地
同	岸野寛	同 市今田町下小野原747番地1
同	大上公一	同 市今田町下立杭33番地
同	谷口雅彦	三田市けやき台5丁目25番地278
監事	三方将弘	丹波篠山市今田町上立杭1番地18
同	大西貴士	同 市今田町市原259番地1
同	木寅克也	神戸市須磨区東落合2丁目17番1号 サンシティ須磨名谷101号



兵庫県告示第429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和2年3月19日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った

日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和2年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	才壑池地区	令和2年4月3日から 同 月23日まで	たつの市役所



兵庫県告示第430号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定により、林業種苗生産事業者を次のとおり登録した。

令和2年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 育成	幼苗以 外の苗 木育成	
加3	藤岡正都 多可郡多可町中区牧野638番地			○		生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ



兵庫県告示第431号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市奥野字苧畑2、5、7、8、9の1、字大月28、字師走谷66から68まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第432号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市市場字松原13から16まで、17の2、字田渡り19、20
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第433号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
育波浦区域	のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	令和2年3月3日
仮屋区域	のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	同 上



兵庫県告示第434号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
阿万東町(4)	南あわじ市		阿万東町	妙 見	386番1の一部、387番1の一部、387番2の一部
				阿 庄	467番1の一部、467番2の一部、470番1の一部、471番1の一部、473番の一部、476番1の一部、476番2の一部、477番の一部、478番1の一部、478番3の一部、479番1の一部、482番の一部、484番の一部、484番1の一部、467番1地先の道路敷の一部

~~~~~

**兵庫県告示第435号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり旧高等学校奨学資金貸与規則（平成14年兵庫県教育委員会規則第14号）及び旧地域改善対策奨学資金貸与規則（昭和62年兵庫県教育委員会規則第10号）に係る奨学資金貸付金償還金の収納事務を委託した。

令和2年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 委託した歳入の名称  
高等学校奨学資金貸与事業及び地域改善対策奨学資金貸与事業に係る奨学資金貸付金償還金
- 2 委託した事務の範囲  
奨学資金貸付金償還金の収納事務
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名  
岐阜市日置江1丁目58番地  
株式会社電算システム 取締役副社長兼執行役員 事業本部長 松浦陽司
- 4 委託年月日  
令和2年1月22日
- 5 収納の方法  
収納受託者は、奨学資金貸付金償還金を収納したときは、納入義務者等に領収証書等を交付するものとする。

**公 告**

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市中島1丁目326番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市北濱町牛谷721番地1  
社会福祉法人常寿会 理事長 田水每子
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和元年9月3日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-22号（1高砂）